高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業

令和8年度の改正により
補助額を増額いたしました



土砂災害の危険性が高い地域に建つ建物の除却及び市内の市街地への移転に対して補助します。

例：木造120㎡の住宅を除去し、
市内の市街地に住宅を建設または購入し、
動産移転費等が80万円の場合

~~最大1,097万円~~ ⇒ 補助額1,133万円

~~令和7年度まで~~　　令和8年度より

問い合わせ先
高砂市都市政策課　TEL ：079-443-9033
MAIL：tact3810@city.takasago.lg.jp

補助対象となる事業①：除却事業

土砂災害の危険性が高い地域※に建つ建物を除却する取り組みに対して除却費と上限９７．５万円の動産移転費等を助成します。

【除却後に市内の市街地（居住誘導区域）に居住する場合に限ります】

例：木造2階建て延べ面積120㎡の住宅を除却し、動産移転費等が80万円の場合

国 〔216万円 ⇨
県 〔108万円 ⇨
市 〔108万円 ⇨

除却 計432万円
木造の除却単価 ３６千円/㎡

＋〔40万円 ⇨ 動産移転等
＋〔20万円 ⇨ 計80万円（上限97.5万円）
＋〔20万円 ⇨

申請者

（非木造の場合は、除却単価５１千円/㎡）

※県が指定する土砂災害特別警戒区域を指します。

補助対象となる事業②：移転事業

土砂災害の危険性が高い地域※に建つ建物を除却し、市内の市街地（居住誘導区域）で移転先に住宅を建設、購入又は改修する取り組みに対して、上限４２１万円の利子相当額と上限２００万 円の建設・購入費を助成します。



土砂災害特別警戒区域 → 移転 → 居住誘導区域

国 〔210.5万円 ⇨
県 〔105.3万円 ⇨
市 〔105.3万円 ⇨

利子相当額 計421万円

＋〔100万円 ⇨ 建設・購入費 計200万円
＋〔100万円 ⇨

申請者

・利子補給は住宅ローンを契約した申請者を対象とします。
・除却事業支援も同時に申請できます。

※県が指定する土砂災害特別警戒区域を指します。

申請の流れ

